平成２４年（フ）第１８号
兵庫県芦屋市楠町８番６号
債務者　亀井　米市
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０号
埼玉県川口市桜町６丁目11番15号　風間荘
債務者　浅原　章雄
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　将人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
埼玉県狭山市狭山台１丁目23番地の25　コーポミッキーＢ―102
債務者　山脇　良一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７４５号
兵庫県加古郡播磨町宮北１丁目１番１号　佐伯ビル302号
債務者　水島しま子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４６号
函館市本通１丁目14番10号
債務者　斉藤真由美（旧姓安宅）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
和歌山県西牟婁郡白浜町椿1061番地の７　椿団地１号館８階27号室
債務者　金倉正雄こと　朱　　正祚
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１１８号
山形県米沢市矢来２丁目５番56号
債務者　後藤　　元
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１３２号
山形県長井市中道２丁目８番35―12号　コーポゆと里Ⅰ103号、申立時の住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙574番地12　メゾン・ド・木林森301号室
債務者　木村　宏美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８号
群馬県太田市高林北町1941番地５　雇傭団地３―102号
債務者　櫻井　伸浩
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２２１１号
埼玉県新座市野火止１丁目14番11号
債務者　加賀谷左津樹
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
新潟県柏崎市比角１丁目９番28号
債務者　渡邊　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
新潟県長岡市宮内５丁目１番25号
債務者　高橋　静奈
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２９７９号
愛知県北名古屋市熊之庄新宮162番地
債務者　古芝　裕久
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８４号
名古屋市東区葵１丁目17番14号　エルブ葵304号
債務者　百瀬　久美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第５６４号
愛知県西尾市緑町３丁目32番地　県営緑町住宅１棟304号室、従前の住所愛知県幡豆郡一色町大字酒手島字東前通52番地２
債務者　中川　清美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
愛知県岡崎市上地４丁目13番地29
債務者　山本　裕章
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６９号
愛知県刈谷市一ツ木町２丁目13番地８
債務者　鎌倉　正一
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係